# 令和3年度 第2回総合隣保館運営委員会次第

日 時 令和3年6月25日(金) 午後7時~ 場 所 総合隣保館

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 自己紹介
- 4 委員長、副委員長の選出について
- 5 報告事項
  - (1) 令和3年度 総合隣保館運営方針について
  - (2) 令和3年度 総合隣保館事業計画について
- 6 協議事項
  - (1) 令和3年度 総合隣保館事業の検討について
- 7 その他
- 8 閉 会

## 令和3年度総合隣保館運営方針

総合隣保館の運営は、厚生労働省の隣保館設置運営要綱及び「部落差別の解消の推進に関する法律」「三木市人権尊重のまちづくり条例」「三木市人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査」及び総合隣保館活性化構想に基づき、以下の方針で事業を推進する。

- 1 我が国固有の人権問題である同和問題を基軸として、女性、高齢者、障がい者、子ども、外国人などさまざまな人権問題に取り組み、人権や社会福祉制度に関する幅広い知識の習得や情報の収集・発信を積極的に行う。
- 2 「人権尊重のまちづくり」の視点から、地域における人権の課題、生活 上の課題を解決するための取組を推進する。
- 3 あらゆる差別解消への展望に立った啓発に向けて隣保館運営委員会を はじめ各関係機関と連携して推進する。
- 4 「部落差別の解消の推進に関する法律」について
  - (1) 第4条(相談体制の充実)の趣旨を踏まえ、総合隣保館の主事業である相談事業を人権、福祉、保健、経営、職業等生活全般にわたり更なる充実を図る。
  - (2) 総合隣保館の設置の趣旨を踏まえて、「人権尊重のまちづくり」のための啓発拠点として活動の強化・充実を図る。
- 5 社会調査研究については、高齢者世帯への訪問・面談調査を実施し、実情を把握したうえで、関係機関と調整を図りながら、生活の改善を図る。
- 6 地域住民の参加に支えられた人権にかかわるコミュニティーセンター として、地域活動を推進するとともに、地域住民の交流活動を促進する。
- 7 新型コロナウイルス感染拡大防止を踏まえた上で、改良や工夫を加えて 事業を推進するとともに、人権を守るために積極的な啓発及び周知を図 る。

## 令和3年度総合隣保館事業計画

### 1 総合隣保館運営委員会 (主) 藤田(副) 橘田・鈴木

隣保館の運営方針及び主要な事業の企画等、館の適正かつ円滑な運営を図るため開催する。

口	開催日	内 容
1	4月13日	・令和2年度事業実施結果について ・令和3年度事業計画について
2	6月25日	・新運営委員によるスタート ・令和3年度事業の検討について
3	3、4月	・令和3年度事業実施状況について ・令和4年度事業計画(案)について

### 2 相談事業 (主)橘田(副)藤田

地域住民に対し生活上の相談に応じるとともに、適切な指導助言を行う。

相 談 名	相談日	時 間	
人権相談	随時	8時30分~17時	
経営相談	毎週火・金曜日	10 時~16 時	
職業相談	随時	8時30分~17時	
教育相談	11	"	
生活相談	II.	IJ.	
その他	11	"	

## 3 地域福祉事業 (主)橘田(副)鈴木

地区住民の課題を把握し、地区住民の福祉の増進、生活の向上を図る取組を推進する。

#### 4 啓発・広報活動事業

あらゆる人権問題の解決をとおして、お互いの人権を尊重し合える社会の 実現に向けて以下の啓発・広報活動を実施する。

#### (1) 啓発活動

ア 同和教育セミナー (主)藤田(副)鈴木

例年、6月に3回、金曜日の夜(19:30~21:00)に開催しているが、 今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和4年1~2月頃 に開催する。

## イ 人権フォーラム (主)藤田(副)鈴木

人権問題の解決を自らの生き方に密着したものであるとの認識に立ち 自主的に研修する市民の集いとして実施する。

① 意見発表

期 日 令和3年10月15日(金)、19日(火)、22日(金)

場 所 総合隣保館

内 容 1回に3人~4人の発表

### ウ 文化祭記念講演会 (主)藤田(副)鈴木

12 月の人権週間に実施する意義と大切さを伝える場として、また、あらゆる人権問題の感性に訴え、人権意識の普及、高揚を図ることを目的として、文化祭において実施する。

① 記念講演会

期 日令和3年12月5日(日)

講 師 未定

エ 館外視察研修・フィールドワーク (主)鈴木(副)橘田

同和問題をはじめとする人権問題について、知識と見識を深め人権感 覚を磨く機会として実施する。

① 館外視察研修

期 日 令和3年10月2日(土)

場 所 <mark>たつの市方面</mark>

② フィールドワーク (※三同教と共同開催)

期 日 令和 年 月 日予定

場所

## (2) 広報活動 (主) 赤松(副) 藤田・橘田

① 隣保館だよりの発行発行部数 毎月4,600 部

#### 配 布 先 市内全自治会(回覧)、公共施設、各支部等

#### 5 教養文化及びその他に関する事業

地区住民の教養文化の向上と生活改善を図るとともに、周辺地域住民の参加により交流を促進することによって、人権・同和問題の解決を図る。

### (1) 教養文化講座 (主) 鈴木(副) 橘田

NO	教室名	講師	開催曜日	時間帯
1	手芸教室	嶋田千津子	毎月第2・4木曜日	13:30~
2	茶道教室	杉本さわゑ	毎月第1・3土曜日 毎月第4木曜日	9:00~ 13:00~
3	きらきら書道	藤原常貴	毎月第1土曜日	13:00~

### (2) 生活講座及び教養文化講座関連事業 (主)鈴木(副)橘田

①フラワーアレンジメント教室(年3回予定)

期 日 令和3年10月、12月、2月

場 所 総合隣保館

#### ② 閉開講式

期 日 令和4年3月予定

場 所 総合隣保館

#### (3) 子ども教室 (主) 橘田(副) 赤松

幼稚園児、小学校低学年を対象にさまざまな体験をとおして、明るく、 たくましく、やさしい心を育むことを目的に実施する。

① 夏休み子ども教室

夏休みの期間中、園児及び児童(小学生)を中心に、夏休み中の生活をリズミカルに楽しく、充実したものにする。

② 土曜子ども教室

ものづくりに興味を持たせるとともに、体力づくり、知的好奇心 の高揚、交流による仲間づくりをとおして人権感覚を培う。

③ 子ども教室ハイキング

子ども教室に参加している子どもたちの仲間づくりを図る。

(4) 総合隣保館文化祭 (主) 藤田(副) 橘田・鈴木

豊かな人間関係と人権を大切にする共生の社会を築き、共に人権文化を 創造していくことを目的とし、多くの市民が人権と差別について学び、交 流する文化の祭典として人権週間の期間中に開催する。

開催にあたっては、運営委員会で内容を立案し、実行委員会で協議する。

(ア) 文化祭

期 日 令和3年12月4日(土)・5日(日)

- 6 社会調査(高齢者単独世帯への訪問活動) <u>(主) 鈴木(副)藤田・赤松・橘田</u> 地域の実情を的確に把握し、福祉の向上につなげるため、高齢者世帯への 訪問・面談を実施する。
- 7 所蔵図書の整理について <u>(主)白髭(副)大坪</u> 館で所蔵している図書資料についてデータベース化し、検索を容易にする。 現在、検索方法について試作品を研究している。

(協議事項) 令和3年度 総合隣保館事業の検討について

(1)総合隣保館文化祭について

日時 令和3年12月4日(土)、5日(日) 講師 別紙(素案)参考

- 1案 総合隣保館で開催
  - 例) 飲食を伴うバザー、もちつき大会は中止 (詳細については、今後、実行委員会で要検討)
- 2案 文化会館で開催
  - 例) 延期が決定した市民じんけんの集いと合同開催
- 3案 総合隣保館で作品展示のみ(1週間程度) 例)ステージ部門は動画で上映会
- (2) 人権フォーラムについて

日時 令和3年10月15日(金)、19日(火)、22日(金) 講師 別紙(素案)参考

1案 総合隣保館で通常開催

- 2案 総合隣保館以外(教育センター等)で開催
- (3) 同和教育セミナーについて ※令和4年1月~2月頃に延期 日時 令和4年 月 日()、日()、日()、 講師 別紙(素案)参考
  - 1. 内容について
    - 例) 同一内容で複数回開催し、密を避ける
    - 例) 複数内容で従来どおり開催する
  - 2. 場所について
    - 例) 教育センター、公民館、教育センター
    - 例) 3 箇所場所を変える

(4) 人権・同和問題啓発資料「しあわせに生きる」の 見直しについて